

平成17年第3回三笠市議会定例会

平成17年9月14日(第1日目)

議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 3番 齊藤 且氏
 - 8番 高橋 守氏
- 3 会期の決定
平成16年9月14日 9日間
平成16年9月22日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - (4) 選挙管理委員会行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・選挙管理委員会行政報告) |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について(監報第3号) |
| 日程第 6 | 報告第16号から報告第18号までについて |
| 日程第 7 | 報告第19号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 8 | 報告第20号 平成17年度三笠市一般会計補正予算(第2回)の専決処分について |
| 日程第 9 | 議案第43号 三笠市人事行政の運営等状況公表条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第44号 三笠市職員修学休職条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第45号 三笠市営バス設置条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第46号 三笠市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第47号 三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の |

一部を改正する条例の制定について

- 日程第14 議案第48号 三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第49号 三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第50号 三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第51号 三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第52号 三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第53号から議案第60号までについて
- 日程第20 議案第61号 三笠市婦人センター設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第62号 平成17年度三笠市一般会計補正予算(第3回)について
- 日程第22 議案第63号 平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第23 議案第64号 平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第24 議案第65号 動産(除雪ドーザ及びロータリ除雪装置)の取得について

出席議員(15名)

議長	9番	扇谷知巳氏	副議長	6番	田中茉莉子氏
	2番	斉藤勲氏		3番	斉藤且氏
	4番	佐藤孝治氏		5番	儀惣淳一氏
	7番	藤浪成憲氏		8番	高橋守氏
	10番	猿田重夫氏		11番	谷津邦夫氏
	12番	北沢紘一氏		13番	森田三男氏
	14番	熊谷進氏		15番	岩崎賢治氏
	16番	阿部進氏			

欠席議員(1名)

1番 晴山貞光氏

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
収入役	村本丈尋氏	企画総務部長	森原裕氏
企画振興課長	富樫誠氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	環境福祉部長	黒田憲治氏

市民生活課長・	内 田 克 広 氏	保健福祉課長	浜 本 和 孝 氏
選管事務局長			
経済建設部長	西 城 賢 策 氏	商工観光課長	杉 湊 則 幸 氏
建設管理課長	北 山 一 幸 氏	行革推進部長	木 澤 榮 氏
行革推進課長	松 橋 義 明 氏	教育委員長	大 野 政 行 氏
教 育 長	富 樫 繁 樹 氏	教 育 次 長	吉 田 正 幸 氏
学校教育課長	中 村 正 法 氏	社会教育課長	田 中 哲 也 氏
病院事務局長	深 田 智 明 氏	消 防 長	作佐部 康 則 氏
署 長 兼	富 田 照 男 氏	警 防 課 長	石 岡 竹 志 氏
総務予防課長			
消 防 課 長	辻 道 元 信 氏	生活安全センター長	工 藤 英 美 氏
監 査 委 員	杉 田 忠 正 氏	監査委員事務局長	前 田 貢 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	本 田 稔 雄 氏	総 務 係 長	小 田 弘 幸 氏

開 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成17年第3回定例会を開会します。

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、3番齊藤且議員及び8番高橋議員を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

会期は、9日間と決定しました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については、報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 報告第1号市長の行動報告について申し上げます。

第1点目は、7月4日、自由民主党北海道第10選挙区支部移動政調会がありました。その中で主な内容であります、そこに記載されているとおり6点ございます。この6点について、若干説明をさせていただきます。

まず、1点目の幾春別川総合開発事業の建設促進についてであります、御承知のように新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの早期完成と地域振興策として、ダムの資料館あるいはまたダムそのものの芸術的な特色を生かすようにということでの協力要請をしたところでございます。

また、2点目の直轄河川環境整備事業の促進であります、御承知のように川向頭首工周辺、それと市来知頭首工までの遊歩道整備や植樹による環境整備とあわせて、地域振興策としての市立博物館裏での学びの里づくりに対する協力要請もしたところでございます。

それから、3点目は、道道の改良整備の早期着工についてであります、昨年まではこれをそれぞれ各路線ごとに要請いたしました、今回は今申し上げましたように一括で要望したところです。内容につきましては、御承知のように主要道道三笠栗山線の改良整備であります、国道12号線イオンの交差点の拡幅と交通安全対策として岡山方面への歩道の拡幅等について要請いたしました。また、2点目は、主要道道岩見沢三笠線の改良整備、特に桂沢地区、弥生地区、東清住地区の道路改良について要請しました。それから、3点目は、道道岩見沢桂沢線の改良整備の促進ということで、特に本町のクランク解消、あるいは唐松春光町の急勾配の解消について要請いたしました。それから、4点目として、道道美唄三笠線の改良であります、特に市来知から峰延への急カーブ、急傾斜、それから幅員拡幅等について。それから、5番目は、一般道道三笠栗山線の早期着工、幌内から栗沢間道路の西尾区間の早期着工について要請したところでございます。

それから、交通安全施設の整備についてであります、幾春別地区の道道ルートの変更等に伴う信号機の設置4カ所。それから、5番目は、三笠工業団地に対する支援と。特に、国立・道立施設の誘致、中小企業基盤整備機構への移管後における資金援助やインフラ整備等についての支援体制をお願いしたところであります。

最後には、唯一の三笠高校の存続についてお願いいたしまして、いずれもそれぞれ努力するという回答をいただいたところであります。

次、平成18年度の空知地方の開発予算に関する要望を行ったところでございます。これは7月12日、北海道並びに北海道経済産業局、それから日本道路公団等について行ったところであり、その要望内容であります。これは五つの班にそれぞれ空知関係が各首長が分かれまして、三笠は第5班に所属いたしました。この第5班は、御承知のように5市1町を含む関係市町村の首長で構成されております。一つは、産炭地域の振興実施計画の具体的な実現について努力いただきたいと。それから、公債費の償還金の償還措置について、これもあわせて引き続き特別な措置を講じるようにということをお願いしたところでございます。また、工業団地の分譲促進等について、あわせて企業誘致の強化ということをお願いいたしました。道は副知事、それから道経済部は商工局長、それから経済産業局では地域経済振興室長が対応いただきまして、それぞれ努力していきたいという答弁をいただいたところであり、

次、同じく7月27日に、今の問題を含めて中央での要請行動を行ったところでございます。これも班編制で行ったところでございます。行き先はそこに記載されておりますように、経済産業省資源エネルギー庁、それから独立行政法人中小企業基盤整備機構、それからあわせて日本道路公団にそれぞれ札幌で要請した内容に基づいて要請行動をしたところであり、

続いて、7月13日でございますが、石狩川水系幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）の建設促進に関する要望を行ったところでございます。13日については、札幌で石狩川開発建設部、それから北海道開発局に要請行動を行ったところであり、現在、17年度、後ほど報告申し上げますが、取水塔、つまり新しい水路をつくるための取水塔工事がいよいよ始まっております。それらについて、できれば1年も早くダム本体に着工できるようにと、そういうことで要望いたしまして、いずれも石狩川開発建設部も、それから北海道開発局も住民の安全・安心を確保するために、一日も早いダム完成を目指していきたいというお話がございました。特に御承知のように、最近この地球環境が非常に大きな異常気象という状況であらわれておりまして、そのために従来水による水害あるいはその他風による住宅の倒壊など、非常に大きな災害が出ておりまして、これ従来型は台風との関連があるわけですが、最近は集中豪雨型というのが非常に多々ございまして、過日も三笠も約30分で30ミリを超える雨が降ったということで、床下浸水が起きた場所もございまして、この集中豪雨対策も一日も早い幾春別川の安全確保のために努力していただきたいということで要望したところであり、

引き続き、7月28日、今申し上げたような内容で国土交通省北海道局、それから河川局、それからあわせて北海道選出国會議員のところに同趣旨で要請したところであり、

それからまた、9月5日でございますけれども、今回の8月2日付で大幅な幹部の異動がございました。そんなこともございまして、あわせて北海道開発局、石狩川開発建設部、それから国土交通省北海道局長等についてお会いして、改めて同趣旨の要請をいたし

たところでございます。

それから、若干期日は戻るわけでありませけれども、7月28日、北海道選出国會議員団に対して、生活保護費にかかわる国庫負担割合の引き下げに反対する要望ということで、これも幾春別川総合開発ダム事業の建設促進の要望にあわせて行ってきたところでもあります。

それから、8月19日には、民主党北海道総支部の第10区総支部国政・道政懇話会がございまして、先ほど自民党に要請した同趣旨の内容で要請いたしまして、それぞれ道會議員あるいは國會議員の方から努力するという旨のお話をいただいたところであります。

以上が報告第1号であります。

引き続き、報告第2号について申し上げたいと思います。

報告第2号について、まず工事関係であります、市の工事であります。

まず、三笠市街21号線道路改良工事がありますが、これは若松町のところで、具体的なところを申し上げますと、タヤ建設のあったちょうど道道の市立病院前の交差点の方から市道30号線にぶつかったところまでの道路改良工事を行いました。工事期間はそこに記載しておりますように、7月5日から10月31日までと、工事請負人等についてはそこに記載されている内容でございます。

続けて2番目、三笠市街16号線道路改良工事でありますけれども、これは協栄クリーニングとパチンコ屋さんとの間の道路から、ちょうどいちょう通にぶつかる市道30号線の終了までということで、ちょうど堤町、若松町にぶつかるわけでありませけれども、ここを行ったところでもあります。

それから、次の三笠市街33号線の道路改良工事がありますが、これは若松町の児童公園のところから市道21号線にぶつかるところでもあります。ここはちょうど若松町の集会所のあるところでもあります。

次、工業団地10号線道路改良工事その2がありますが、これは進出いたしましたイオンのお店の南側という部分になっておりまして、その総延長126.14メートルについて道路改良工事を行ったところでもあります。

それから次、三笠市公共下水道事業管渠新設第8工区工事がありますが、これは御承知のように先ほど申し上げました一番上に書いてあります三笠市街21号線道路の改良工事とあわせまして、雨水、汚水を含めて行ったところでもあります。

次、6番目の三笠市公共下水道事業管渠新設第9工区工事があります。これもそこにありますように若松町、堤町、先ほどの道路改良工事とあわせまして雨水の工事を行っているところでもあります。

次、三笠市公共下水道事業管渠新設第10工区工事があります。これもあわせて先ほど申し上げましたように、三笠市の33号線の若松町のところでもあります。

それから、次の公共下水道事業(単独)管渠新設第2工区工事、これはそこにありますように、幾春別町1丁目、2丁目、3丁目の5カ所について、これは汚水の部分でありませ

すが、そこに記載しているように管の布設並びにマンホールの設置を行うという工事であり
ます。

あわせて幌内配水池系送・配水管改良工事ではありますが、これは水道工事でございます
て、平成13年度から7カ年計画で行っておりまして、今年がちょうど5年目ということで、桜通から柏町の墓地のところまでの工事を行っているところです。

次に、北海道工事でありますけれども、一つは岩見沢三笠線外局改（一般局改）
（特）、これは工事第2工区であります。これは美園町から東清住町にかけております転
落防止柵の設置、ガードケーブルの設置であります。工事の場所ではありますが、今申し上
げましたように、美園町はみその薬房の前からペットショップ付近までの約100メー
トルの区間、これは転落防止柵の設置であります。それから、ガードケーブルの補修であ
りますが、これは道道岩見沢三笠線と市道唐松中央線の接続する地点の約12メートルの区
間でありまして、これについては、工事請負は記載のとおりであります。このときには
指名業者が7社ございまして、三笠市からは2社がこれに参加いたしました。

続いて、3・3・1岩見沢三笠通（地特）局改良工事その2であります。これは弥生
桜木町、幾春別千住町であります。これは、工事の場所は幾春別の千住地区の道道岩見
沢三笠線の今まで使っていたのと新しいルートの入り口付近になっております。これも指
名業者が7社ございまして、三笠からは1社参加いたしております。

続いて、岩見沢三笠線の凍雪害防止工事1工区であります。これは弥生桜木町の部分で
ございまして、ちょうど弥生桜木町にあります天理教の建物の付近から幾春別方面に向
かった220メートルの区間を行ったところであります。これは道道岩見沢三笠線新ル
ートの弥生桜木町から幾春別千住町までの未施工区間の道路改良工事であります。これ
も7社参加いたしましたが、このときは三笠は1社も参加しておりません。

続いて、岩見沢三笠線、これも凍雪害防止工事の2工区でありますけれども、弥生1丁
目、弥生2丁目であります。そこは先ほど申し上げた桜木町の道道岩見沢三笠線と市道
旧幾生中学校の接続付近から弥生花園町のバス停近くまでの約200メートルの区間、
これが工事内容は北海道より受託している用地買収した区間の道路改良工事でありま
す。これも合わせて7社参加いたしておりますけれども、三笠からは参加ありませんでした。

次、岩見沢三笠線の災害防除工事ではありますが、桂沢でございまして、現在あの付近の
山が地滑りを起こすというようなこと等もございまして、ちょうど桂沢の観光ホテルの裏
山であります。この業者には13社が参加いたしまして、そこに記載されているように、
田端本堂カンパニーがこれを落札いたしております。

続いて、国の工事について申し上げたいと思います。

国の工事は、まず直轄堰堤維持のうち、ダム管理用道路照明補修外工事であります。
これは現在ダムの堰堤の下のところといたしますが、下のところは車も通れるようになって
おりますが、あそこに照明がずっとあるわけでありまして、これは桂沢2号線と
言っております、展望台下の市道ですが、それから桂沢の野外キャンプ場のところまで1

6基の道路照明灯が立っております。これの補修ということでありまして、これは10社参加しております、三笠からは1社参加いたしました。

次、2番目は、幾春別川総合開発事業のうち、ダムの取水塔仮設溝のその台、取水塔をつくるための環境整備といいますが、その部分でありまして、これは相当大型な工事でございます、業者については、国の方で公募をいたしまして、全部で四つの建設会社と一つのジョイントがございまして、最終的にはそこに記載されているような建設共同企業体が落札したと、こういうことになっております。

次、国道452号線の部分であります、桂沢大橋から夕張に向かって約2キロの地点、これは擁壁が崩れたということでありまして、その補修工事。それとあわせて、桂沢大橋から夕張に向かって約5キロの地点にあります、これものり面の整備と植生工事を行ったところでございます。これも10社参加いたしまして、三笠からは2社参加いたしまして、記載のとおりの業者が落札いたしましたということです。

報告第5号大雨による災害発生についてでございます。

そこに記載しておりますように、8月22日午前4時58分と9月2日の午後3時20分に浸水被害がございました。内容等についてはそこに記載のとおりであります、この8月21日については、午後5時から午後6時までの間に1時間に20ミリの降雨量が記録されておりました。その後も断続的に雨が降り続け、翌22日の午前4時58分にそこに記載されておりますように、一般住宅の床下に雨水が浸透し、台所の床下、収納庫のふたが水圧で床面より持ち上がると、そういう部分がありました。早速、消防の方で駆けつけまして排水作業を行った結果、水位を下げることができまして、残水処理については、市の建設管理課所有の水中ポンプによって午後2時に排水を完了したところであります。

次、9月2日でありますけれども、これは午後1時29分に大雨、雷注意報が発生されて、午後2時50分ころから午後3時20分までの短期間にこれも30ミリの降雨を記録いたしました。したがって、そこでは消防署のところ、市街12号線が瞬時に冠水し、道路に滞水した雨水の浸透によって、隣接する一般住宅で床下浸水がありました。これは、消防がすぐ駆けつけまして、排水溝の枯れ葉等のごみを除去し、その結果、午後3時半には排水作業も完了し、午後3時34分に冠水した市道は通行可能になったところであります。以上が報告第5号であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号、企画総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第4号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第5号、消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、選挙管理委員会行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第4 一般質問

議長（扇谷知巳氏） これより、議事に入ります。

日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、谷津議員ほか1名からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

11番谷津議員、登壇質問願います。

（11番谷津邦夫氏 登壇）

11番（谷津邦夫氏） 第3回定例会に当たりまして、通告順に従い御質問を申し上げますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

第1に、安心・安全なまちづくりについてでございます。

その1は、アスベスト対策と市民周知について御質問を申し上げます。

生涯を通じて心身ともに健康で心豊かに安心・安全な生活を送ることは、市民すべての願いであります。今、全国でアスベストによる健康被害が多発しており、国土交通省の調査では、13業種で死者は190人以上に上っていると公表されております。それは直接従事した人とどまらず、家族や周辺住民にまで及んでいるのが現状でございます。道内自治体においても、吹きつけアスベストの使用が確認され、公共施設の使用禁止やその対策工事が緊急に進められている現状でございます。

厚生労働省は、アスベスト含有建材の回収時あるいは解体時の作業員の健康被害や飛散による環境への影響などの対応として、「石綿障害予防規則」を7月に施行しました。三笠の公共施設について、市民からアスベストを使っているのかいないのか、あるいは民間施設は大丈夫なのかなど不安な声が上がっております。市民が最も不安を持つ健康にかかわることであり、9月1日付の市の広報でなぜ市民周知をしなかったのか。調査の実態と

今後のアスベスト対策をどのように考えているのか、理事者の見解をいただきたいと思
います。

二つ目に、高齢者対策等の安全対策でございます。

その一つは、成年後見制度について御質問を申し上げます。

これまで消費者保護のために議会の場でも種々提言を申し上げてきましたが、今日なお
巧妙な悪質商法の増加によって被害に遭う市民が後を絶ちません。特に認知症の高齢者に
対し高額な被害をもたらし、全国的に大きな社会問題となっております。当市でも無料点
検と言って高額工事などを行う点検商法や布団、消化器などの訪問販売など、認知症など
で判断能力が十分ではない人をねらった悪質な行為による被害が出ております。

このような被害を防ぐ対策の一つとして成年後見制度の利用があります。平成12年度
にスタートし、今年で5年目を迎えます。この制度とは認知症、知的障害、精神障害など
によって判断能力が十分ではない方を保護する制度であります。

そこでお尋ねしますが、実際にこの制度を利用している市民がいるのかどうか。また、
制度趣旨への理解を含めた市民への周知を図るべきと考えますが、理事者の御見解をいた
だきたいと思ます。

二つ目に、地域福祉権利擁護事業についてでございます。

この事業は、別名福祉サービス利用援助事業といって、生活支援員が訪問して日常生活
の心配事あるいは困り事の相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続のお手伝いや
日常生活の管理、年金証書等の大切な書類の預かり、管理をする内容であります。認知症
の高齢者が安心して生活ができるための対策としても活用すべきと考えます。

そこでお尋ねしますが、実際にこの制度を利用している市民がいるのかどうか。また、
制度趣旨への理解を含めた市民への周知を図るべきと考えますが、理事者の見解をいた
だきたいと思ます。

以上、二つの制度について御質問いたしました。私たちがたとえこの病になったとし
ても、まちぐるみで学習し理解を深めているならば、お互いに安心して暮らすことができ
るのではないのでしょうか。元気なうちに一日も早く学びたいものであります。前向きな御
答弁をお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） まず初めに、アスベストの関係で御質問がありました。

市の施設、それから民間ということで、市の施設につきましては、アスベストそのもの
を使用している施設が全部で5施設ございます。この中で、三笠市消防署、この部分が機
械室と車庫が天井部で露出してございます。7月21日から23日の日に、一応濃度を測
定してございます。この結果、基準値はかなり下回っているのですけれども、危険性があ
るということで、このたびの議会で改修工事を予算化させていただいてございます。残り
スポーツセンター、勤労青少年ホーム、温水プールにつきましては、数値が低うございま
して、状態が天井裏で囲い込みされているということで、今後調査を含めて対応してまい

りたいと。

それから、民間の関係なのですけれども、現在、道の方から調査物が入ってしまして、500平米以上の建築物で今9月9日に報告したところです。全部で55ありまして、そのうち、アンケートだったものですから回答が33%ほど。現在のところは、まだアスベストを使用しているかどうかというのはかなり低いのかなとは思いますが、はっきりはしていません。これから調査が民間の方で行われるという形になろうかなと思っています。

それから、成年後見制度、この関係で実際に利用している市民はいるのかというお話、それと市民周知しているのかということですが、成年後見制度につきましては、三笠市の現状として、平成15年に1件、市民相談室に金銭管理の問題で相談がありました。その後、岩見沢地区司法書士法律相談受付センターの方に紹介して、その以後は現在までございません。

それから、地域福祉権利擁護事業、この関係ですが、平成15年に2件、平成17年に2件ございました。これにつきましては、平成15年は、認知症、高齢の方で金銭感覚がなしで借金があるということから援助が必要ということで、施設入所や成年後見制度も検討して、また、地域福祉権利擁護事業で日常生活の支援をということで相談ありましたが、一応8月に施設入所で問題解決をされたというのが1点目だけです。それで、15年、知的障害の方で、先ほど谷津議員さんの方からありました訪問販売ですか、この関係で金銭管理ができない方で、地域福祉権利擁護事業で支援をという相談がありましたけれども、訪問調査を予定していましたが、本人が利用料がかかるということから、この事業を利用するのはやめるという形で、関係機関、これは道の社会福祉協議会なのですが、そこでは必要と認識して、時間をかけて本人とお話をしたいという案件が平成15年で2件。平成17年、認知症の高齢者、これは病院の紹介で支援をしております。それから、もう一件は認知症の高齢者、この方は本人から民生委員を通じて社協に行き、社協から道の社協で現在9月に訪問して日程調整をしているという状況です。以上、15年から4件あります。

済みません。アスベストの件でなぜ市民周知しなかったかという御質問、答弁漏れでした。この件に関しましては、まだ調査がほかにあるものですから、まとめて調査結果を広報等で周知する予定でしたけれども、そういうことで9月1日にはちょっと周知はしてありませんでした。

それから、成年後見制度、それと地域福祉権利擁護事業、この市民周知につきましては、社協だよりで平成12年8月号、それから平成13年7月に地域福祉権利擁護事業の広報を出してございます。また、市の広報では平成13年6月1日号で同じくこの事業の広報をさせていただいております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 私の方から総括的に少し補足したいと思います。

まず、アスベストです。これは先ほど説明したように、三笠市内の公共施設という意味で、アスベストを使っている施設は5施設ほどあります。その場所は勤労青少年ホーム、温水プール、桂沢観光ホテル、消防署、スポーツセンター、この5カ所でございます。それで、アスベストのまま露出しているのが消防署だけでございます。あとは、普通、天井がありまして天井裏で使っているとか、そういう覆いがあります。ですから、露出しているところの消防署につきましては、これは全施設につきまして、濃度の調査をいたしました。基準値より大幅に下回っております。ですから、一応人体には影響ないということは確認させていただきましたが、消防署につきましては、露出しているものですから、何かのきっかけで落ちてくる可能性はありということになるものですから、消防署だけにつきましては、この議会で補正予算を提案させていただきたいと、そういう意味でございます。それで、ほかの施設につきましては、大幅に基準値を下回っているものですから、これは定期的な検査は続けて行いたいと。実際的にそれを処理するということは、その間特段問題がなければ、その施設を廃止するときに処理をしたいというふうに思っております。

それから、民間につきましては、これ調査中ございまして、先ほど言いましたように、55施設すべてに北海道の方からの指導もありまして、アンケート調査を実施しております。全部まだ回答来ておりません。ですから、それらの回答がまとまった後に、また北海道とも協議をいたしまして、その対策をどうするか、これは三笠市だけの問題ではないわけですから、道全体としてどうするかということが当然問われてくるだろうというふうに思っております。

なお、アスベストのこの対策につきましては、空知管内という意味で、市長会でこれを取り上げていただきまして、何とか国でその対策を講じていただきたいということで、北海道市長会として要望をいたすところまで来ております。ですから、これは全国的な問題ということもあるわけですから、全国的に国がこれをどう問題処理するかということで、現在、北海道市長会として要望をいたしたいという状況になっております。

それから、成年後見制度の御質問ございました。これはまず後見制度を使いたいという申し立てをできる人、これが決まっております、これは本人は無理でしょうけれども、本人も一応なっております。そのほかに、配偶者ですとか、4親等以内ですとか、検察官ですとか、市町村長ですとか、そういう特定の人しか申し立てをできないことになっております。そして、後見人となり得る者は、弁護士ですとか、司法書士だとか、社会福祉士、または家族と、こういうぐあいになっておりまして、これは一定の者しか後見人になれないというふうになっております。これはきちんと申立人が家庭裁判所に申し立てをして、家庭裁判所で後見人が必要かどうかの判断をし後見人を指定するということになっておりますから、これは極めて大がかりなことということでございます。三笠市といたしましては、この部分については、まだ申請等々はございません。そういう状況です。

それから、地域福祉権利擁護事業ですが、この部分につきましては、基本的に生活支援員という方が北海道から指定されておりまして、三笠市内に6名おります。ですから、この部分につきましては、やはり周囲の人、民生委員、町内会長等々の方々の御判断等々によって、社協なり市なりに相談していただきたいということでございます。この場合も、社協だより等々で広報はいたしてはおりますけれども、現在まで実質的には先ほど言いましたように相談は4件ございました。4件ありましたけれども、相談のみで終わっております。それで、具体的にこの事業にお願いするという行為はまだ起きておりません。ただ、私どもこれは本人ということよりも、周囲の人たちの理解だとか、家族の方々の理解等々が大前提でしょうから、そういった意味ではそういう機会あるごとに民生委員ですとか、そういう地域の方々の協力をお願いしたいということで申し上げておりますし、これからはそういう広報は続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 順を追って御質問申し上げてまいりたいと思っております。

まず、このアスベスト対策については、他の議員からもぜひこの機会に質問してほしいという用件もありまして、少し取り上げて御答弁いただきたいというふうに思っています。

このアスベスト問題は三笠だけではなくて全国的な問題ですけれども、大気汚染防止法の基準にのっとっているいろんな調査をやっているということですね。それで、市民そのものが直接影響するかしらないかが私どもの最大の心配事なのですが、公共施設を調査しているに当たって、当面は心配ないであろうと、だから広報には周知しなかったぞと、そういうふうにとらまえるわけですけれども、まだ調査中だということもあって、非常にそういう意味ではまだちょっと判断が、いつになったらどうなのかということがちょっと見えてきていません。他の自治体もやっぱりアスベスト問題を取り上げているのですよ。市民から問い合わせがあるというのですね。例えば、建築関係だったらどこどこですよ、健康相談だったらどこですよと。石綿あるいは取扱業者についてはどこどこにした方がいいですよと。あるいは、労働基準監督署まで問い合わせというのは結構来ているという話です。特に病気にかかる心配、過去経過として、従業者については労災病院が指定病院になってきたと、そういうことで労災病院の方にそれぞれ問い合わせも来ていると、そんな状況に現実としてあります。そういう中で、市民からも実態としてやっぱり知りたいというのが率直な声であります。そういうことで、市民周知はできるだけ早目にした方がいいというふうに私は思っていますので、何らかの機会にお願いしたいというふうに思っています。

それで、このアスベストの危険性はみんなそれぞれ理解をしておりますけれども、専門家の方は、まちまちな判断もあります。大気汚染防止法上の基準が、いわゆる飛散状況ですね、1リッター当たり10本と言っていますけれども。それが基準で、それ以上であればだめであるよと言っていますけれども、このアスベストそのものが燃えない、あるいは

しなやかでしかも安いということで、魔法の鉱物と言われていました。特に建材などさまざまな商品開発も含めて3,000種類以上に及ぶものになっていると、そういうふうに使われていますけれども。実態として、この三笠においても、現実として、学校のいろいろな備品、教材に使われているわけです。あるいは、三笠ではSLの蒸気機関車のいろんなボイラー、シリンダーを含めて、断熱関係で使われているわけでありまして。そういうことで、直接市民との接点のものもたくさんあります。ヘアドライヤーもそうです。そういう商品名を上げていけば切りがないわけですが、JR東日本も三笠の蒸気機関車ですね、直接貸しているところには実態として調査に入りたいと、そういうふうに報道はなっているのですけれども、そういう一つ一つの三笠のことを考えると、身近にかなりそういうものがあるなというふうに思っています。ちょっとその辺、アスベスト対策を含めて、今どのように取り組んでいるのかという、実態として聞きたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 先ほどちょっと答弁漏れもございましたので、あわせてお答えしたいと思います。

先ほど、アスベストについて使っている施設は5施設と申し上げました。それで、今、質問者がおっしゃったとおり大気中の基準値は10本というのが基準というふうに一般的に言われております。その5施設について、一応濃度の測定はすべて終えております。一番高いところで0.45、10に対しての0.45。これが消防署でございます。一番低いところで、桂沢観光ホテルの0.05と、10に対しての0.05という、その間でアスベストが浮遊しているという状況になっております。この市の広報への周知なのですが、実はこの桂沢観光ホテルの結果がついせんだって一番おくれて出ました。この5施設すべて出そろってから市民にやはり安心ということも含めまして市民周知したいと、こう思っておりましたものですから、ちょっと9月に間に合わなかったという実態でございます。ですから、その辺はちょっと御理解いただきたい、10月にはこれはすべて公表したいと、そのように思っております。

それから、今現在、そのほかにロックウールと称しまして、アスベストが多少混入している、3%から5%ぐらい混入しているだろうというロックウールを使っている施設が三笠市内にし尿処理場等7施設ございます。これは、ロックウール自体に3から5%ですから、全体の濃度はアスベストだけのものよりかなり大きく落ち込むということは予測しておりますけれども、念のためこれもすべて調査したい、そのように思っております。ですから、この調査は今、補正予算を出しておりますけれども、若干少し時間がかかるだろうかなというふうに思いますので、とりあえずアスベストの部分だけは10月の広報できちんと市民周知を図りたいと、そのように思っております。

それから、鉄道村の列車の話がございました。これ、実は私ども鉄道村の列車につきましては、基本的に、先ほどちょっと申し上げませんでした、一般開放している3両について、一般開放している車両について、このアスベストの調査時に一緒に調査をいたしま

した。指数は全然問題ありません。非常に低い指数でございます。しかし、それ以外にJRから借りている車両、全部で15両につきまして、アスベストがまじっている可能性があるということで、これはJR自体が調査したいということで、全道今順番に調査に入っているようでございます。近々、今月いっぱい調査を終えるという予定のようでございますから、三笠鉄道村の車両につきましても、今月いっぱい調査を終えるということになるようでございます。ですから、その部分につきましては、これは調査終了後、公表したいというふうに思っております。

ですから、まとめますと、アスベストを使っている5施設は今言ったとおり問題はないと、何かあったら解体をするということにしておりますけれども、一定の定期的な検査はこれからも続けてまいりたいと、そのように思っております。なお、これは庁舎内の対応としては、きちんとやはりこれは庁内の連絡会議はきちんと組成しなければならぬだろうなということで、いろんな施設があるものですから、そういうものをきちんと組成したいということと、相談窓口というものを設置いたしまして、これは市の広報等で周知して、市民の皆さんがアスベスト等で悩みがありましたら、こちらの方でお受けいたしますということを10月1日の広報できちんと市民周知を図りたいと、そのように思っております。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 今、議員から学校関係のということで、備品ですけれども、理科用実験のフラスコなどを温める場合に使われる石綿つきの金網ということがございました。それにつきましては、6校で85枚、これはもうすべて回収しまして、ただいまセラミック製の金網で代用しております。

また、滝川等で給食センターで問題になりました煮炊き用の回転がま、これについては、滝川の方は2重底になっていまして、その中でガスで加熱するという方式の回転がまで、その断熱のためにアスベストを使っているということですが、私どもの方は高温の水蒸気で煮物を主にするという方式ですので、これについてはアスベストは使っておりませんということです。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 一つ一つ聞けば何か見えてきたのですが、実態として、三笠の中にも直接そういうふうには手をつけなければならぬというのが具体的にあったということ、あるということ。ここはやっぱり市民にちゃんとしておかなければ、特に教材なんてものは新聞報道されていますので、三笠としてはどうなのということが、やっぱり非常にそういう意味では関心を持っているわけですから、早目の市民に対する周知というのは必ず必要だというふうに私は思っております。

そこで、先ほどアスベストが公共施設5カ所、当面は消防の天井が露出しているのも、この議会で予算補正をしています。それで、ちょっと気になるのが温水プールです。いわゆる0.35、平成4年から見たら、これ数値上がっています。先日の日曜日温水プー

ルで空知の、道のかな、大会をやっていました。私も実際にその天井を見てまいりました。これ囲っているから大丈夫だよという話ですけれども、実際に穴のあいている場所も私見ました。このアスベストとはどういうものかという、直径が髪の毛の5,000分の1です。非常に細かいです。空気中にふわふわ漂い続けるわけですから、無風の状態ですと3メートルの高さから落としても、床に落ちるまで十数時間かかるという、そういう報告もあるわけなのです。そのために、呼吸のたびにそういうものを吸い込むと。たんで吐き出される場合もあるが、気道の奥部に入ってしまうとなかなかこれが出ることがないと、いわゆる突き刺さっていくと。そういうことで、こういう実際に働いている方は吸ったのが20年、30年あるいは40年たってから出てくると。それも全く自分たちで感じるものは何物もないと。そういうことで、まさかと思うことが、実際にはアスベストが原因だったと、そういうことが公表されているわけです。これは専門家が言っていることですから。

海外ではもう1900年代からこういう危険性は指定されているわけなのです。それで、もう既に72年相当から欧米含めて先進的なところは中止しているのです。禁止をしているのです。でも、日本では、75年当時が一つのいろんな飛散の問題で指摘を受けて原則禁止されたのですが、代替する材料がないとか、管理しながら使えば安心だと、そんなことで93年まで毎年20万トン以上のアスベストの輸入をしてきていると。

そんなことで、時限爆弾が爆発し始めたというふうな表現もしているわけでございます。そんな中で、先ほど言った温水プール、ここを、一方的な専門的な話かもしれませんがけれども、アスベストが大気1リットル中1本の濃度で1万人に1.7人の死者が出ると。0.1本だと10万人に1.7人のそういうリスクがありますよという指摘をしています。そういうことから見ると、温水プールは0.35ということで、もし小さな穴からアスベストが飛散すると、やはり決して人間的な害というもの、人間的に言うとやっぱり健康被害があるのではないかなという心配がされるわけでございます。そんなことを考えると、果たしてこの基準が甘いのではないかという気がしますがけれども、その辺の考え方をいただきたいと思います。

それともう一つは、私は専門的でなくて申しわけないけれども、ロックウール、いわゆる岩の方の問題です。これも専門家の目から見ると、決してアスベストよりも低いとは思いますがけれどもいいものではありませんという専門家の見方が出ております。そういう中で、助役との件数が違うけれども、三笠は9施設、私のところにはあるのだけれども、そのぐらいいまだ三笠はこのロックウールを使っている施設ではないかというふうには言われております。その辺とも積極的に市民の利用する施設ですから、一生懸命に調査をして、安全な対策をとっていただきたいというふうに思っています。

とりあえず今申し上げましたので、御答弁をいただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） まず、このアスベスト問題について、今、谷津議員の方からいろ

いろと指摘されまして、正直申し上げますと、大変な厄介な問題でありまして、国自身のこの問題に対する整備計画というのが全くないというような状態であります。御承知のように今私たち基準値、基準値と言っているのは、実はアスベストを製造している工場と一般の人たちが利用しているその境目が、いわゆる1リットル当たり10本と、こういうのが基準なのです。これが果たしていいのかどうかという問題になりますと、絶対低いことにこしたことはないわけですから。ですから、過日、全道市長会の中でも私の方から特に発言を求めさせていただきまして、こういった基準値をやっぱり国がつくるべきだということなのです。実際に今、消防の場合0.45とか、あるいは車庫の方は0.19とかとあって、この基準より大幅に下回っています。たしか10分の1どころではない、100分の1ぐらいまで下がっているのですけれども、しかしそれが安全なのかどうかということになれば、また別な問題でありますしね。

そういうことで、例えば札幌市が道路の車が走っている空気中を調査した。これが平成6年から札幌市が騒音を含めて、大気中の二酸化窒素を含めていろんな含有量を調べた中に、実はこのアスベストもあるわけです。これを見ますと、一番多いときは、例えば厚別区のところでは、平成9年には0.42という数字が出ている。同じ場所で、これ14年というのが一番新しい数字なのですけれども、平成14年で0.19と。それで、一番多いのが今言ったように厚別区山本というところだそうですけれども、それでも0.19。それから、比較していきますと、確かに道路でもそういう数字が実際に出ている。だから、我々が札幌に行って何げなく道路を歩いているときにも、確実に本数はあるわけですから、ですから、私たちの体内に入ってくるというようなことを考えますと、この問題についてやっぱり国は積極的に取り組むべきだということは、実は要望いたしまして、北海道市長会としても直接、過日、総務省と環境省に対して要請文を、要請行動をしてきたという報告を受けております。したがって、今御指摘のように、市民の安全・安心ということを考えますと、この健康問題というのは、私たちは何はさておいても取り組まなければならない大きな課題だと思っています。先ほど助役の方で答弁いたしましたように、やっぱりこれらのものについても、本格的に腰を据えて、要請するものはどんどん要請していく、あるいは三笠市内の実態はどうなっているのかということや常時怠りなく点検活動を、具体的なことは今後内部で議論していきたいと思っておりますけれども、そういう実態を調査していくということだけは、これからも継続的に続けていきたい、このように考えているところです。

それで、いろいろな学者によっては、今言っている例えば1リットル当たり10本というやつをもっと減らして、1リットル当たり1本にせいと、あるいはもっと0.1本にせいと、そういうような意見もたくさんあるわけでありましてけれども、いずれにしても、この日本の国がこれを全部廃棄しない限りは、こういったことは今後も続くわけですから、何とかやっぱり抜本的なそういったものの国が積極的に取り組んでいくということや私たちが大いに求めていきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、私はその中で申し上げたのですけれども、実はこの産業廃棄物として出てくるアスベストをやり場がなくて不法に投棄したという全国の中で記事もたくさん出ております。それと同じように、北海道では、このアスベストを廃棄できる処理場というのですか、それは全道で6カ所だか7カ所しかないのだそうです。うちも、そういうある意味においては産業廃棄物を捨てる場所があります。これはそういう問題のあるようなものは多分ないとは思いますが、そういう業者が苦し紛れに、そういう投棄場に不法に投棄するということは厳に慎めと、そういうことを徹底して指導するなり、あるいは取り締まりするなり、あるいは対策を講じるなりしてほしいという、そういう要望も実はあわせて先月行われました全道市長会の要望事項の中に入れておきまして、そういう具体的な行動についても、これから一方ではそういうふう求めていくし、現実、三笠市民の安心・安全を守るためのそういったものについても、さらにこれから一般の企業まで求めていく。

私のうちも果たして使っているのだから使っていないのだから、正直なところわからないのですよ。それで、先ほど言ったように、アスベストだけではなくて、いわゆる岩綿と言われる部分にもそういった部分が一部含まれている。そのほかに含まれているものはないのかどうかと聞きますと、例えば、耐火用のボードというようなものがあれば、その中にも入っているのか入っていないのか、私たち素人はわかりませんよね。ですから、そんなことも徹底して調査するように関係機関に要望してまいりたいと、このように思っております。

総括的ではありますけれども、私の方から以上答弁させていただきました。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 今、市長からそういう前向きな答弁がありましたので、一定の理解をしたいと思っています。特に私の方からお願いしたいのは、今言ったように、民間の施設が非常に心配です。それで、5年後がこれらいわゆる解体だとか除去する施設がピークを迎えるだろうと、いわゆる2010年以降です。特に、この産廃中間処理できる施設、これは今市長が言ったとおりです。そういうことで、民間の建物についての調査をした結果の追跡調査あるいは解体除去に対するそのときの届け出制度、そういうものをきちとした基準を設けて行政指導していかなければ、民間の方は今言うように、どこに捨てるかわからない。あるいは、いろんなものを混雑しながら産廃として投げてしまうということですから、先ほどあったように、道の指導で500平米以上のものを今やっているということですが、そういうことを少し私どものまちの基準もつくってはいかがかと、私の方から提言をして、この件については終わりたいと思います。

次に、成年後見制度の関係ですが、これはなかなか第三者後見人の人材育成もしなければならぬ、あるいはお金もかかる、そういう意味ではいざとなればしり込みするということもないわけではありません。だがしかし、実態として、そういう認知者が被害をこうむっているという実態があるのです。それはなぜかということ、親が三笠にいて、子供たち

もたまには来るけれども、市外から来るか、三笠にいて来るかわかりませんが、たまに見ればうちの親は認知症になっていないという、そういう見方をしているのです。そして、同じ人が似たような被害に遭っているのです。今年も消費者協会では2件、既にまだそんなことでやっています。そんなことからすると、この認知症者についての、この本人に言ってもまたどうもならないわけですから、やはりそういうふうに関連する、いわゆる例えば相談を受ける側といいますかね、そっちの方々がこういう制度があるということをもっと知ってもらわないとならないと思います。そういう中では、この制度ばかりではなくて、先ほど申し上げましたもう一点の制度も同じようなことです。

そういうことで、市の広報に流す、あるいは社協だよりに流すとはいったって、本人が見てもどうにもならないわけで、いわゆるまだら的にしているのなら、どうにもならないのですよ。それで、ぜひこういうふうな民生委員だとか、そういうふうに関心を受ける方々の窓口がこういう制度があるということをとにかく知ってもらわなければ、こういう方の紹介もできないということが現実としてあります。そんなことで、ぜひ一部有料にはなりますけれども、何らかの形でもっともってそういうふうに関心業務イコールこういうものもあるということをやはり知らしめることも、行政としての責任ではないかと思っています。私も初めて、やればやるほど、このような福祉サービスの援助事業なんてあることも知らなかったわけなのです。だから、ぜひこういうことの取り組みをもっともって市民に対する教宣含めた、あるいは民生委員含めた身近な方々にこういうものを知らしめてほしいというふうに思っていますが、御答弁をいただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） おっしゃるとおりだというふうに思っております。これ、我々民生委員等々の会議のときには、極力こういう制度があるということをご指導なり連絡なりという機会を多く持つようには心がけておりますけれども、なかなか全面的な周知というのは、まだ至っていないのかなという思いも一方ではあります。ですから、そういう消費ということも含め、福祉ということも含め、両方のサイドで町内会または民生委員等々への徹底した周知は今後も継続して、さらに強く働きかけてまいりたいと思いますし、また、そういうふうに関心される家族の方等々への協力要請も、協力要請ということよりも、そういう実態だということをお知らせ防止できればということになるわけですから、そういうことも含めて対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 認知症と言われる方々は全国で150万人を超えているのですよね。それで、認知症だから年齢は別に関係ないのですけれども、私どもがこれから団塊の世代、3年4年たつと私もその部類に入るので、結果的には、一気に認知症の方々も将来的にはふえるだろうと、私も含めてなるかもしれない。そういう中で、こういう先行きが、いろんな角度から日本そのものの方向性も、いろんな意味で産業、経済含めた中で政策というものが変わってくる要素も非常にあるということも言っています。そうい

う中で、実態として身近な問題でそういうふうになっていますけれども、生活支援委員も助役は6名と言ったけれども、私聞いたら3名しかいないということです。その辺、お金も預かる、いろんなものを直接人の家庭に入って手続するわけですから、そういう方々の育成も含めて、ちゃんとしたものをつくりながら、先ほど助役も言ったように、知ってもらう方法をいっぱいあってほしいなというふうに思っています。

そんなところで、私の方から、安心してこの三笠のまちに生活ができる、そういう環境づくりをぜひお願いをしたいと思っています。

何かあれば答弁をいただいて終わります。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 今、助役が答弁申し上げたように、この問題はこれから21世紀という世紀の中で起こり得る問題だと思えます。私は教育という立場から考えれば、今、核家族になっているという状況の中で、やはりこうした大きな社会問題になる、例えば納税の問題もわかりそうでありますけれども、納税教育ということで、学校なんか積極的に取り上げていただいておりますけれども、こうした起きるであろう、どこのうちでも起こり得る、こういうものを子供のうちからしっかり学んでおく。どう対応すべきなのということをやっぴり意識していくということは、私は大切なことだと思っております。

そんな意味で、これからも市民に対する周知、特にこの今の制度が本当にいいのかどうかという。これは御承知のように平成12年にこの法律ができた。これは介護保険法と一緒にセットになって出てきたものですから、介護保険を議論したときに、この問題も当然議論すべき内容だったと思うのですが、どっちかという、介護保険に議論が重点的にいったと、そういうことからしますと、今言うように、市民への周知というもの、あるいは市民がどれほど理解しているのかということについて、我々もやっぴりしっかりとした実態を把握していかなければならないだろうと。そして、この制度も申立人となり得る者というものが、極めて限定されているわけですよ。公の機関でかかわれるというのは、市町村長だけなのです。それで、そういう意味で私たちが具体的に問題があれば、家族がどうしても隠したがるというのですか、そういう部分というのがあるのです。これはやっぴりいろんな方々の意見を聞きますと、そういった点が非常に難しいという部分はあるわけです。もう心の問題ですから、そうでないといえ、それまででありますから。そういったことも含めながら、やっぴり制度のあり方、しかも後見人になり得るとするのは、私たちにはなれないわけですから、なれるのは弁護士だとか、司法書士だとか、社会福祉士だとか、本人の親族だとかと限られていますから、そういうようなことを考えますと、まだまだ制度自身、金の問題も含めてそうです。そういったことを含めながら、機会があれば要望してまいりたいと、このように考えております。とにかく、そうした被害をなくするためには、私たちも行政という限られた部分ではありますが、努力していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

次に、4番佐藤議員、登壇質問願います。

（4番佐藤孝治氏 登壇）

4番（佐藤孝治氏） 平成17年第3回定例会におきまして、通告に基づきまして質問させていただきますので、御回答のほどよろしく願いいたします。

初めに、受動喫煙に対する行政の取り組みについて質問いたします。

健康増進法が2003年5月に施行されました。厚生労働省が推進している21世紀における国民健康づくり、健康日本21の法的根拠となる同法の制定によって、各自治体でも健康増進計画を策定する動きが活発になっております。この法律の第25条では、「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められております。御存じのように、自治体によっては館内だけではなく路上喫煙も禁止するところもあり、禁煙・分煙化は大きな時代の流れになっております。三笠市は4月から小中学校の敷地内での禁煙を試行され、10月から完全に実施されると伺っております。しかし、いまだに公共施設におかれましては、1カ所も分煙化はされておられません。庁舎に関しましても、喫煙場所を1カ所に決めて努力はされておりますが、受動喫煙の対策にはなっておられません。それどころか、市民の人たちから場所が悪いという苦情があります。確かに、市民の人たちが出入りする出入り口の近くに喫煙場所があるのは言われてもしょうがないと思います。周りの人の健康を考え、また時代の大きな流れでもありますので、私は早急に分煙化を推進すべきだと思いますが、行政としてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、障害者対策についてであります。以前にも違う内容で質問しましたときに申し上げましたが、障害者といっても昔のイメージはなく、人の目を気にして消極的に家の中にいるのではなく、多くの方が積極的に社会参加をされており、また、多くの方々が社会参加をして人との触れ合いを望んでおります。行動範囲も広がり、そのためにオストメイト対応トイレやバリアフリー化などさまざまなサービスの拡大も進んでおります。しかし、三笠市の場合、身障者の人たちのための公共施設における駐車スペース、身障者専用または優先のスペースが確保されているのは、市立病院の前だけであります。その他の施設、もちろん庁舎にも体の不自由な方、弱い方のために車いすは用意されておりますが、駐車スペースはありません。車いすのマークがあるこのスペースの対策が広がってからの年月がたっていると思いますが、いまだに身障者専用または優先の駐車スペースを確保していない三笠は今までに、そしてこれからも必要ないと考えておられるのか、行政の考えをお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 私の方から答弁いたします。

1問目の禁煙の関係でございますけれども、実態としては御存じのように平成15年に

健康増進法の第25条で規定されているということで、施設の管理者は受動喫煙を防止するように必要な措置を講じなければならないということになっております。そこで、三笠市内の現状といたしましては、まず全面禁煙を行っている施設が15施設ほどございます。それで、これはふれあい健康センター、それから保育所、児童館、小中学校、それからモダンアートミュージアムということで、15施設やっております。それで、先ほどもお話ありましたように、小中学校につきましては、10月から今度敷地内の部分についても禁煙をするというふうにしております。そこで、問題は分煙ということになりますけれども、現在、完全な形の分煙ということになっておりませんけれども、分煙をしている施設が23カ所ございます。これは本来ですと隔離した部分での分煙ということになりますけれども、施設等の構造等を含めて、なかなかそういう状況にはなっておりません。それで、例えば、市役所の中で考えてみますと、3階の部屋に個別の部分がありますけれども、実態としては例えば議員がおっしゃったような入り口の部分で、いわゆるこれは来庁者に対するそういったスペースということで設けておりますけれども、一応そんなことになっています。それで、基本的にはいろんな施設の構造等もございまして、禁煙あるいはきちんとした分煙が今後できるかどうかということも含めて、できれば来年の4月に施行できるような形で、これから検討を進めてまいりたいなと思っております。

それから、2点目の駐車スペースの関係でございます。

公共施設における身障者専用の駐車スペースということでございまして、現在、公共施設のうち7施設については、一応23台分のそういう身体障害者の優先をやっております。それで、市役所を初め残り29施設ほどありますけれども、この部分について、そういった専用の部分がございませぬので、その部分については早期に優先的なそういった駐車場を確保、スペース等を含めて、そういったこともちょっと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 今、所管の方から答弁いただきましたけれども、駐車スペースに関しましては、早急に確保するという答弁、明確な答弁をいただきましたので、この辺でいいかなと。

ただ、分煙化に関しては、やはり完全な分煙化をされていなかったら、本当に意味がない、受動喫煙に対しての意味がないのではないのかなと私は思います。そして、特にこの喫煙に関しましては、今回だけではなく、以前にも論じた経緯があると私は記憶しています。特に市立病院に関しましては、今の場所に扉をつけるだけでも分煙化にはなるということで、そういうときに、前の局長さんは、とにかく分煙にするのか禁煙にするのか検討していますという答弁をいただいたような記憶が私にはあります。あれからもう何カ月もたっています。こういう部分でも検討する、行政の皆さん方の「検討する」というこの答弁に対して、本当にどのくらいの時間が必要なのか。確かに案件の内容にもよりますけれ

ども、検討しますという部分で、内容は違いますけれども、6月の議会で私は耳マークの設置を提案いたしました。あれからもう3カ月です。3カ月たってもどうなっているのかも全然私は聞いておりません。ましてや、こんなこの程度の部分で3カ月も検討するような内容だとは私には思えませんけれども、既に3カ月たっても何も無い。それに、話は違いますけれども、防災関係でも前回の議会で助役は8月ごろに防災安全ガイドを配布しますという答弁をいたしました。もう9月の中です。1カ月ぐらいのおくれは何かあったらしょうがないのかなという部分もあるかも知れませんが、この辺に対しても、こういう部分でちょっとおくらせていますという、そういう一言ぐらいあっても、私はおかしくないのではないかなと。こういう部分で、何か対応の仕方が遅いのではないかなと感じるのは私だけではないと思います。将来的に三笠市は職員を減らし、効率的で小さな行政を目指しているという部分で、本当にこういう部分で一番取り組むことに必要な部分はやっぱりスピードなのですよね。スピードがいかに重要な部分となっていくのかという形で、私は本当に一つ一つ検討しますという、その部分で本当に大丈夫なのかなと。本当に将来行政として、職員を減らしてやっていけるのかなという疑問を感じるのです。そこで何か答弁があればいただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 保健福祉課長。

保健福祉課長（浜本和孝氏） 耳マークにつきましては、6月の議会で提起されました。それで、その後、各関係市町村に実態調査をしまして、今やっと集約して、あとは上司の方に市としてどのようにしていくかということで検討会議を立てるところで、各市町村に実態調査をして終わったということで、早急にお答えいたしたいと思いますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 佐藤議員の方から御質問がございました防災安全ガイドの関係でございますけれども、でき上がってはいるわけですが、現在、業者に発注中でございます。20日前後ぐらいには市内の各世帯に配布できると、こういうことでおります。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） まず、この健康増進の分煙・禁煙のあり方ということでございます。これは、庁舎は平成16年、それから一応分煙を目指してやりました。それで、基本的にはこの分煙の取り組みについては、職員みずから分煙したいという申し出で、私どもの方からすれということではなくて、こういう場所で我々はたばこを吸うと、完全に分煙すると、こうしたのですが、おっしゃるとおり入り口に1カ所灰皿を置いています。ですから、完全な分煙になっていないというのは、おっしゃるとおりでございます。ただ、16年当時は来庁者にも配慮したと、一遍になくしたらちょっとどうかなという部分の配慮もあって、ちょっと置いたという経過でございます。したがって、これは完全な分

煙というのが一番望ましいわけですから、あれはすぐ撤去できるわけですから、これはすぐ実施したいと、そのように思っております。外で吸っていただくと、または外でしか吸えないですからね、一般市民は。ですから、外で吸っていただくということにしかならないのかなというふうにも思っております。

それから、まだ分煙・禁煙していない施設かなりございます。これらにつきましては、やはりきちんとした分煙・禁煙というものが必要でしょうし、また、お金のかかる場合もございます。そのまま、ただ職員だけならいいのですけれども、市立病院のように、では一定の場所で扉も閉めてどうのこうのということになりますと、お金もかかりますし、また、市立病院なんかは分煙がいいのか、禁煙の方がいいのかという、これはやっぱり体を治す場所ですから、そういった大きなことも根本的にあります。ですから、そういったことも含めまして、各施設、私ども少なくとも今年度中にはきちんとした方向性を出して、予算要求するものは新年度予算で要求すれということでき取り組みたいというふうに思っております。

それから、一応職員全般に対する御質問もございましたけれども、これは私ども鋭意努力してやっているつもりでございますが、なかなかちょっと連絡がおくれたとか、ミスだとか、またはそういうことがございます、正直申し上げまして。これは私ども含め、大いに反省し、きちんとした取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 今、助役の方からわかりやすい答弁をいただきましたけれども、とにかく私が本当に今回言いたいのは、今明確にとにかく今年度中に結論を出したいという、そういうお言葉をいただきました。そして、今言ったように、病院関係では前の局長は、とにかく分煙か禁煙か検討するとあのときに言ったのです。もう何カ月もたっています。だから、この検討するという部分で、一つ一つ私こういうふうに見ていくと、いろんな仕事があって忙しいのはわかりますけれども、対応の仕方が何か遅いのではないかなというふうに今回私は本当に感じております。先ほど言いました耳マーク、3カ月も検討するような内容ではないと思いますよ、私。行政が本当にやる気になれば、各種団体の意見を聞いて、やるかやらないかの結論を出すのに3カ月もかかるような内容ではないと私は感じております。そして、今、分煙か禁煙かという部分であれして、本当に費用がかからずに、本当にすぐにできるというのは、完全に禁煙にするということが一番やっぱり費用もかかりません。正直言って私も愛煙家の一人で、たばこを吸っている人間ですけれども、本当にたばこを吸う場所がだんだん少なくなってきた、自分でも今こうやって質問していても、何か自分で自分の首を絞めているような、本当にちょっとそういう苦しい思いもするのです、正直な話。でも、やはり周りの人の健康を考え、またこういう大きな時代の流れでもありますので、本当にこの辺を考えていけば、もっともっと積極的に行政としても取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、障害者対策に関しましても、早急に確保するような部分で進めていただくという

部分ですので、とにかく三笠にとってどんな人もだれもが住んでよかったと思えるようなまちづくりを推進していただきたい思いで、小さなことかもしれませんが、やはり小事が大事という部分で必要な部分であると思いますので、これからも市民の人たちのために、まちづくりをよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

昼食休憩に入ります。午後 1 時から会議を開きます。

休憩 午後 0 時 0 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 監報第 3 号 例月出納検査報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 5 監報第 3 号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書後配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第 3 号例月出納検査報告については、報告済みとします。

日程第 6 報告第 1 6 号から報告第 1 8 号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の 6 報告第 1 6 号から報告第 1 8 号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第 1 6 号議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第 1 7 号総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第 1 8 号民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから質疑を終了し、報告第 1 6 号から報告第 1

8号までについては、報告済みとします。

日程第7 報告第19号 まちづくり活性化調査特別委員会
報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 報告第19号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇説明願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） まちづくり活性化調査特別委員会委員長の報告をさせていただきます。

平成16年第2回定例会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成17年第2回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきます。

さて、7月29日開催の委員会では、（1）工業団地内住宅団地について、（2）出生記念植樹記念看板について、（3）石狩川水系幾春別川河川整備計画（原案）について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、工業団地内住宅団地については、主な質疑といたしまして、1、アパートの入居状況と戸建て住宅区画の販売に関する問い合わせ状況について、2、地盤の弱さを補う工法や建設にかかわるコストについて、3、小中学生の入居状況について、4、今後のアパート需要の見通しについて質疑がありました。特にこれからの区画販売に当たっては、他の地域と比較した優位性を強調しながら、早い段階での完売を目指して、行政も積極的な協力を努めるように、また、議会も協力する立場から情報の収集と提供に努めていただくように議論がありました。

次に、出生記念植樹看板については、主な質疑として、1、植樹後の木の所有者について、2、植樹後の木の維持管理者について質疑がありました。

最後に、石狩川水系幾春別川河川整備計画については、特段の質疑もなく、資料説明後には、工業団地内住宅団地の工事進捗状況、出生記念植樹看板設置箇所の現地視察を行い、29日の調査を終了いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから質疑を終了し、報告第19号まちづくり活

性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

日程第8 報告第20号 平成17年度三笠市一般会計補正
予算(第2回)の専決処分について

議長(扇谷知巳氏) 日程の8 報告第20号平成17年度三笠市一般会計補正予算の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 報告第20号平成17年度三笠市一般会計補正予算(第2回)の専決処分について、御報告いたします。

今回の専決処分は、8月8日の衆議院解散により、9月11日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることから、その選挙執行経費について予算措置をしたものであります。

補正予算の内容は、既定予算額に1,100万円を追加し、予算の総額を103億6,100万9,000円としたものであります。歳出の補正は総務費の選挙費に衆議院議員選挙執行費を新たに計上し、歳入の補正においても、道負担金を特定財源として同額計上したものであります。

本来であれば議会提案すべきところではありますが、選挙執行事務に解散の翌日から対応しなければならなかったため、臨時会を招集する時間がないと判断いたしましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年8月9日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

報告第20号平成17年度三笠市一般会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第9 議案第43号 三笠市人事行政の運営等状況公表
条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の9 議案第43号三笠市人事行政の運営等状況公表条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第43号三笠市人事行政の運営等状況公表条例の制定について、提案説明申し上げます。

本条例は、地方公共団体における人事行政の公平性及び透明性を高めることを目的として、地方公務員法の一部が改正され、人事行政の運営等の公表が義務づけられたことから、本市においても公表に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。

制定の内容は、各任命権者は人事行政の運営等の状況を、また公平委員会についても業務の状況をそれぞれ市長に報告し、市長はその概要等を毎年10月1日までに広報みかさ等で公表するものであります。

公表は平成17年度分から行うこととしたため、施行期日を平成18年4月1日とするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

阿部議員。

16番（阿部 進氏） ちょっと代表者会議に出していないもので申しわけないと思っているし、それからちょっと今朝から読ませてもらっていたのですが、附属資料に説明書等があれば別なのですが、それちょっと読んではないのですが、非常に職員に対する対応も厳しくなっていくなという感じがします。それで、ただ、広報みかさ10月1日に公表するということですが、議会との関係はどんなふうに理解していいか、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） これは、市長が各任命権者からその状況を集めてやります。それで、議会との対応につきましては、一応そういったことを踏まえて、公表前に、これは17年度の分を集計して翌年の10月に公表する予定でございますので、そういった部分では議会との調整をしながら、また内容をお示ししたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） いわゆる広報みかさだけで議員は知るわけではなくて、それ以

前にすると。しかし、具体的にこうしますよということは、論議していないのですか。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 公表の内容に、基本的には現在も条例では定めておりませんけれども、任意に10月1日の公表でもって状況を公表していますので、その中に加えて新たに今回地方公務員法の中で示された部分もありますので、そういったものを含めて、一定の表示というのでしょうか、そういう公表の部分についての考え方がありますので、それを含めてその中で一定の表示の方法をつくって、あらかじめ議会の方にもお示ししたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） あと、それでは要望しておきますけれども、私、総務委員会ではないですから出ませんから、総務委員会に可能な限りこうですよ、制約はこうですよということは示していただきたいと思います。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第43号三笠市人事行政の運営等状況公表条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第44号 三笠市職員修学休職条例の制定 について

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 議案第44号三笠市職員修学休職条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第44号三笠市職員修学休職条例の制定について、提案説明申し上げます。

本条例は、職員が職務に関連する範囲で、自発的な意思を持ってさらに高度な専門的知識を習得し、その成果を三笠市に還元するため、学校教育法に指定する大学の大学院において修学することを目的として、休職を願い出た場合の取り扱いについて必要な事項を定めるため、制定するものであります。

制定の内容は、修学による休職を認める要件及び対象となる職員の要件、休職の期間、申請及び許可の方法、途中で許可を取り消す場合の事項、休職中の職員の服務、身分及び給与の取り扱い等について定めるものであります。

施行期日は平成17年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第44号三笠市職員修学休職条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第45号 三笠市営バス設置条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の11 議案第45号三笠市営バス設置条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第45号三笠市営バス設置条例の制定について、提案説明申し上げます。

本条例は、現在、北海道中央バスが運行している三笠幌内線が平成17年11月30日をもって廃止されることになり、また岩桂線も廃止が予定されていることから、廃止路線について、市民の交通手段を確保するとともに、市民福祉と利便性の向上を図るため、新たな路線として山の手線を新設して、市営バス運行することとし、その運行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

制定の内容は、市営バスの運行路線、利用者の区分、乗車料金等であります。市営バスは12月1日から運行を予定しておりますが、現在、岩桂線の廃止時期について、北海道中央バスと岩見沢市との間で協議中のため、当路線の施行日は規則にゆだねることとしております。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

北沢議員。

12番（北沢紘一氏） 市営バスがいよいよ今年の暮れから行われるということで、これは民生経済常任委員会の方で詳しい議論がなされると思っておりますが、今朝ほど、昨日から企画総務部長の方から差しかえがございました。この差しかえと条例の本文というか、目録の部分についての関連性というか、整合性というか、そういうものはないのかどうか、

ちょっとお聞きします。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 整合性は図られております。

議長（扇谷知巳氏） 北沢議員。

12番（北沢紘一氏） 議案も条例の中での整合性というのは、事前に条例はもらっていますけれども、今回、差しかえということで出たものと、これとは全く影響しないということなのですか。そういう考えでいいのですか。説明資料が再提案されたものですから、そこら辺がちょっと心配なもので。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） まずもって、本会議の当日の朝に議案の差しかえと、こういう不手際を生じたことに対しまして、深くおわびを申し上げたいと思います。決して、議会軽視ということではなくて、極めて事務的な誤りということで御理解いただければありがたいというふうに思っております。

それで、今回の条例の正誤という意味では、条例に対する考え方自体は一切変わっておりません。例えば、直した中身の一つの例としましては、一番最初に正誤表に書いてあります運行路線は次のとおりとするということで、起点・終点到停留所の名前まで前は入っていたと。ただし、停留所は条例中に規則で定めると、こう言っておきながら、条例本文に停留所の名前も入っていたということからして、その停留所の名前を落として起点・終点は住所だけにしたと、そういうような正誤でありまして、そういう極めて中身的にはそのほかのことも含めて事務的な、要するに適当でない表現ということがあったものですから、それを改正させていただいたということで、条例自体の本質的な考え方は、これは一向に変わっておりません。そういうことで、よろしく御理解のほど賜りたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

阿部議員。

16番（阿部 進氏） 助役が最初から謝られるからなかなかやりづらいのですけれども、私も代表者会議に出ていないので、これも全く申しわけないと思っておりますが、代表者会議の内容を聞けば、特段に修正することが今後ありますよということは全然言っていないそうですね。それで変わるということ自身がちょっとおかしいですよ。

それで、私ちょっと経過を言うと、本来、代表者会議までに議員が十分精査できるように議案の提案をするというのが流れであり、建前だと思っております。しかし、今回は、助役はもう既に謝ってしまったのですが、今朝だと。昨日の7時ごろ、名前ははっきり言いますよ、総務部長から、いわゆる差しかえがあるので、あすの朝説明に行きたいと、こういう話でした。私はぴんときたのですけれども、今まで30年ぐらいの経験があるのですけれども、こういうような差しかえなり訂正なりを受けたことはありません。ですから、冗談ではないぞと。だから、一々説明に来てもらって聞く必要はないから、あす書類を私のところに上げておいてください、私はそれを見て検討した上で一応の対応をします、こうい

うふうに話をしました。そうしたら、今朝、机の上に書類が上がっていました。9時20分ごろ黒田部長が来て、これがまた差しかえですと、こういうことで、また封筒に入れたものを持ってきました。私、二つもらったものを全く精査していないのですよ。実は、議案と総務部長が言った差しかえのもの、黒田部長が言った差しかえのものと、三つ私の手元にあります。よく見ていませんよ。こういう、もしこれが、1回変わってまた変わったというのだったら大変なことだなと思うし、変わっていないとしたら、総務部長と黒田部長との相互の連絡がないと。これはしかし、僕は議会と行政とは協力し合いながら仲よくしながら、ある場合は共同で市民に対応し、市民のためにやると、こういう姿勢はとるべきだと思っています。しかし、一定のことでは、緊張感も持っていなければいかんと思うのですよ。緊張感を持ちながら、三笠市のためにやろうではないかという行政と議会と、こういう関係をつくっていくべきだと思っています。

私は、小林市長はずっと見ていまして、イオンだとか、教育特区だとか、こういうことで市民のために非常に頑張っている。できるだけ全市民を一つにしなが、ぜひ三笠市民のためにやろうと思っている。こういう姿勢に何か足を引っ張っているような格好になりませんか、こういう問題の提起の仕方は。

とりあえず、私が昨日聞いたことと、今朝聞いたことと、これは一つのものであるのか、別なものであるのかということと、もし同一のものであったら、何で私が昨日総務部長に言ったことが黒田部長に伝わっていないのかどうか、こういうことについて、僕はひとつ聞かせておいてもらいたいと思っています。

そして、確かに人間だれも誤りもあります。間違いもあります。しかし、今まで議会で、総務委員会で、どの部署でも、どの部署も僕は言いたいのですが、どの部長であろうと、部長管轄の傘下であろうと、教育委員会であろうと、病院であろうと、消防であろうと、かなりいわゆる差しかえというやり方をしています。これはできるだけないような相互精査をしてもらわなければいかんよということは、もう全議員からかなり強く言われているのです。しかし、その前提に立てば、今回のようなこの差しかえのやり方というのは、どうも私から言えば、黙っているというわけにはいかんというような気がします。そのことについて、私、ひとつ。

そして、いわゆる区分の割合で、利用者区分と利用者使用料との関係などが問題なのですけれども、私がこの文章の中で、民経の委員会でもやりたいと思っているのですが、ちょっと、大変な論議をすべき問題だと思うものがあります。というのは、乳児については全部無料ですと、明確にはなっていないけれども、精神としては乳児については、いわゆる同伴者というのか、親か兄弟かだれかが必ずついていくものだなと、こういうふうな前提で考えているのですが、そういうことは明確になっていないです、この文章の中では。もし、なっているとしたら、説明してもらいたいと思っていますけれども。

それから、幼児について、1歳以上の未就学児童、僕、これを一人で乗せるということ禁止はしていませんね、1歳以上。私は、ここは非常に危険だと思っているのです。

自分の意思で自分で判断できるというのは、1歳から完全に判断できませんよ。できるという確信があるのなら、言ってもらいたいと思うけれども。ただ、3歳に置くか、5歳に置くかとか何とかというようないろんな論議はしていいと思っているのです。そういう非常に大変な問題の論議などに中心が移るようなことであればいいけれども、もう、その前段のことだというような気がします。だから、1歳の子供が乗りますよと言ったら乗せるのかどうか。もし、では父兄が1歳の子供を連れて行って金を払って乗せて、どこかで降りてくれと言われたら、そのとおり受けるのかと。僕は非常に危険なことがあるなど。それから、運転手は1人しかいないと思っているのですよ。助手なんか入れるわけではないのだから。そのあたりがどの程度論議されたのかということについても、ひとつ答えたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 前段、昨日から今日の対応について、大変不手際があつて申しわけありません。

それで、今日、黒田部長と私との話の中では、実は昨日阿部議員の方からおっしゃられた部分について、机の上に置いてきたのですけれども、たまたま条例の方は問題なかったのですけれども、それを説明する正誤表を一部つけていたのですけれども、その正誤表の中に一部ちょっとまた不手際がありまして、その部分が出てきましたので、その部分を黒田部長が行って、あわせて中身を説明するというので、私の方から黒田部長の方をお願いしたのですけれども、その辺ちょっと何か十分に伝わらなくて行き違いがあったような感じで大変申しわけございません。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） このたびは本当に申しわけございませんでした。今、差しかえの訂正のお話ありましたけれども、これは第12条、ここに表が入っております。これが、最初の形では表なしで、第1項と次の2項を追加するという表現だけで資料として出てしまったものですから、この表も変わっていたものですから、表を追加させていただきました。まことに申しわけございません。

それから、第7条の大人、小人、幼児、乳児、この区分の関係なのですけれども、当初は年齢でも考えました。12歳以上を大人、子供は小学校へ上がる年齢から、そうすると、年齢によっては12歳となると小学校でも誕生日が来ると12歳を超えてしまうということで、大人を中学生以上、子供を小学生の者ということで、幼児につきましては、乳児が1歳ということから1歳以上の未就学児童という形で、乳児については1歳未満ということで、取り扱いさせていただきました。

今、阿部議員の方で言われた部分、乳児につきましては、一人でバスに乗車はできないのかなと。ただ、幼児については、年齢の差によっては一人で対応する部分、これは確かにあるのかなというふうに思います。幼児については、父兄同伴ということで考えていたものですから、そういう形で提案させていただきました。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） それで、私もこの委員になっていますから、この年齢の部分については、これ以上ここでは論議を差し控えます。

ただ、言っておきますのは、1歳からいわゆる小学校に入るまでの7歳ですか、6歳ですか、1歳、2歳、3歳、どの程度、これは非常に大変ですよ、大変だという気がするけれども、1歳の人、これを乗せて連れていってくれと言ったら、乗せるのかいと。2歳の人もそうだと思うよ。3歳だってどうかと思うな。そこに制限規則なり、父兄が同伴でなければならないとかというものが無い。このものについては、委員会でもう少し聞きますから。もっと深い論議がされたということは、提示されるべきだと思う。そうでなければ、事故が起きたらもう終わりですよ。市長が一生懸命市民のためにやったとしても、こういうこの上に乗っかってしまって、良識ある人はそんなことはしないかもしれないけれども、せっぱ詰まったらどんなことが起きてくるかわからないということだけは、私は危惧するということを言っておきます。

それから、このバスを運行するというのは、市長の施政方針で3月定例から言われてきていますね。もう前回の通告質問ではないのだけれども、9月ですよ。半年以上あるのだ。それに代表者会議までまとまらないということは、どこか体制上に欠点があるのではないかという感じがするのですよ。だから、私、本来はこういうことは聞きたくないのですけれども、どういうシステムでやったのかと。なぜ代表者会議のときには、そういう修正や差しかえがあるのですよなんていうことは一切言わないで、そしてその後でやられてくる。これはだれか、一番先、これはただ総務部長の部、黒田部長の部ではなくて、どの部にも同じこと言えると思うのですよ、どの部にも、どの課にも。病院であろうが、教育委員会であろうが、消防であろうが、どこにも言えることなのだけれども、こういう差しかえ、差しかえということ、これは簡単にできますよという姿勢はだめだということですよ、僕に言わせれば。確かに、1回、2回間違いがあったって、何回も間違いを起こすような恒常的なものになってきたら、これはもう許されないことだ。これはみんな肝に銘じてほしいという気がするな、部課長。どこの部もそうだと思う。

今回、これが特徴的にあらわれた。だから、これはここで言えないのだったら委員会でもいいのですが、どんな条例のつくり方を順序としてやっているのかというのを明確にしてもらわざるを得ないと思っています。市長なり助役は全部のことはわからないから、部長おり、課長おり、係長を置いているのだわ。部署、部門別に分けて専門的にやってもらって、こういう支え方が崩れているということですよ、僕に言わせれば。市長が一生懸命やろうという政治姿勢を崩しているということだ。こんなことではだめだということだよ。これは、私が名指して言った部だけではない。全部の部が肝に銘じるべきことだと私は思います。

そういう意味で、これは総務部長、あんたが最終的にまとめると思う。そして、助役のところへ持っていくのだと思うのだけれども、あんた自身が統括的に何らかの考えがある

かどうかを聞かせてください。もし、これ以上のことについては、委員会で聞かせてもらいます。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 条例等の提案につきましては、最終的に企画総務部が責任を持ってやるのですけれども、それぞれの所管が原案を作成して、その中で総務課の中でいろんな精査をして提案ということなのですけれども、たまたま今回、いろんな事情の中から、その機能が十分果たせなかったということで、大変申しわけないと思っております。いずれにしましても、最終的には企画総務部の中でチェックをきちんとされれば、そんなに今回のような御迷惑をかけることはなかったと思いますので、以後につきましては、そういったことも含めて、十分肝に銘じて進めていきたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員。

16番（阿部 進氏） これはいろんなことがあるし、誤りもみんなだれもが持っていると思う。そういうことは起こり得ると思う。しかし、これは一面を言うと、議会に対する侮辱だし、市長に対する侮辱でもあるのですよ。僕は肝に銘じてほしいと思う。

それで、どんな条例設定の作業をするかということについては、委員会で答えるようにしてください。それで終わります。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第45号三笠市営バス設置条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第12 議案第46号 三笠市文化財保護条例の一部を 改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の12 議案第46号三笠市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第46号三笠市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行及び北海道文化財保護条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、民俗文化財の定義の中に、地域において伝承されてきた生活や生産に関する鉄、木材等を用いた用具、用品等の製作技術である民俗技術の追加と引用条項の整理

を行うものであります。

施行期日は平成17年10月1日とし、引用条項の改正は平成17年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第46号三笠市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第13 議案第47号 三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の13 議案第47号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第47号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の公布に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、本条例中に用いられる「監獄」を「刑事施設」に名称の変更を行うものであります。

施行期日は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行後、規則で定めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第47号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第 1 4 議案第 4 8 号 三笠市消防団員等公務災害補償
条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 4 議案第 4 8 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 4 8 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、水防法の一部を改正する法律の施行並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の公布に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、水防法の一部改正に伴う引用条項の整理及び本条例中に用いられている「監獄」を「刑事施設」に名称の変更を行うものであります。

なお、水防法等にかかわる改正後の規定は平成 1 7 年 4 月 1 日から適用し、刑事施設にかかわる改正は刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行後、規則で定める日から施行するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 4 8 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第 1 5 議案第 4 9 号 三笠市火災予防条例の一部を改
正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 5 議案第 4 9 号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 4 9 号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、消防法が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、人的失火による林野火災を防ぐため、火災に関する警報の発令中に山林、原野等において喫煙が禁止されたこと及び住宅に住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置が義務づけられたことなどであります。

施行期日は、喫煙の禁止の改正につきましては平成17年10月1日から、新築住宅にかかわる住宅用防災警報機等の改正につきましては平成18年6月1日から、既存住宅につきましては平成23年6月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第49号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第16 議案第50号 三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の16 議案第50号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第50号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、条例中「指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者」の定数を、現行の「6名」から2名を削減し、「4名」に改めるものであり、指定地方公共機関である北海土地改良区と岩見沢・三笠両土地改良区が合併したことに伴い、必要な改正を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第50号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第 1 7 議案第 5 1 号 三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 7 議案第 5 1 号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 5 1 号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の一部改正により、在宅サービスと施設サービスの利用者負担について公平性を図るため、10月より介護保険施設等における居住費及び食費が介護保険給付の対象外となったことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、従来保険給付されていた居住費及び食費を自己負担することとなりますが、自己負担の増により施設利用が困難とならないよう、低所得者については所得に応じて居住費と食費の負担限度額を定め、負担軽減を図る補足給付を新たに創設するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 5 1 号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 1 8 議案第 5 2 号 三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 8 議案第 5 2 号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 5 2 号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の一部改正により、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、名称の変更として、「痴呆」の表現を「認知症」に改めるとともに、介護保険施設等の報酬が見直され、食事加算等が廃止となり、新たに食費及び居住費等の利用者負担が新設されたことに伴う改正を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） この提案にかかわる会派代表者会議が行われたのは9月8日です。今回、朝差しかえの文書が出されたのですね。この差しかえの文書を出さなければならぬというふうに気がつかれたのはいつですか。

議長（扇谷知巳氏） 保健福祉課長。

保健福祉課長（浜本和孝氏） 9月9日です。ちょっと私ども、当初、この今言った老人ホームの短期入所ですけれども、作成段階ではやっていたのですけれども、ちょっと私どもの手違いで、議案をつくる段階でこれ1件欠落しました。そんなことで、9日に判明しまして、急遽差しかえさせていただいた次第でございます。申しわけございません。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 会派代表者会議で出された文書ですから、我々信用するのですよ。もし、前の文書で計算されたら幾らになりますか。1日につき797円とか、1日につき563円とかというのは、全くないのですよね、前の文書には。これを抜かして計算して市民に理解をしていただくのと、今日出された差しかえの文書で計算して市民に説明するのでは、大分違うでしょう。大分といたら、どのぐらいだい。

議長（扇谷知巳氏） 保健福祉課長。

保健福祉課長（浜本和孝氏） ちょっと金額的に試算していたのですけれども、資料を持ち合わせませんので、委員会でお話しさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） これは16日委員会ありますから、そこで聞いてほしいと思うのです。私病院に行くから、16日出られないのですよ。

それで、計算の仕方、前の会派代表者会議に出された資料で計算すると、全く低いのです。今日出された資料から見ると、797円と563円、1日につきですから、1カ月にしてみたら相当の額になりますよ。前の資料で市民に説明してもいいということにはならないでしょう。9日にそうしなければならぬとわかったら、9日の日になぜ議員の方に差しかえなりなんなりしないのですか。13日まで、今日まで14日までほったらかしておいたのですよ。我々議員は出された資料に基づいて市民に説明しないというふうに見ていたのですか。出された議案については、全部が全部ではないけれども、市民に関心のあること、市民の理解に関心のあることについては、我々は説明する場が大いにありま

す。それが9日から14日までほったらかされた。これこそ議会に対する冒涇ではないですか。それに対して、差しかえということだけで、文書を配るだけで、一言の謝りも何もないです。これはどういうことですか。助役、これでいいのですか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 先ほどの議案と関連してまいります。

まず、先ほども申し上げましたけれども、この本会議当日での議案の差しかえと、こういう大失態という意味では、改めておわび申し上げたいと思います。原因としては、いろいろ私どもも、どんな原因でこういうふうになったかということは、きっちり追及しなければならぬと思っております。いろいろ考えられます。気の緩みや、勉強不足やら、取り組みの遅さやら、いろいろ考えられますけれども、原因ははっきり求めてまいりたいと思っておりますし、今後はこういうことの決してないようなきっちりした仕事をしなければならぬというふうに思っております。

それで、決して議会を軽視しているだとか、そういう意味は毛頭ございません。そこは断言しておきます。ただし、結果として、今質問あったようなことからして、議会軽視と、こういう判断をされても、これはある意味ではやむを得ないことかというふうには思っております。ただし、そこに謝罪もないということは極めて遺憾でございます。これはまるっきり私どものミスでございます。ミスでございますから、会派代表者会議の当日に配付したものが、本来はすべてということが大前提であります。その前提で我々は仕事を進めてきております。ですから、そういった意味で、その後の差しかえ、誤り等々については、これは極めて遺憾のことであり、決してあってはならないことというふうには思っております。ただし、今回、先ほどの議案といい、この議案といい、大きな失態がございました。このことにつきましては、私も含め部課長一同、改めてきちんと襟を正して鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。この場をかりて改めておわび申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） この保健福祉利用料条例の一部を改正する条例の問題、そういう誤りを犯したと。しかも、9日に気づいて、差しかえしなければならぬと思っていたのに、14日までそれを延ばしたと。いずれにしても、文書をもって16日の委員会に、詳細に根拠やら背景やら担当部課長の責任問題なども含めて出してもらいたいということだけ言っておきます。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第52号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 53 号から議案第 60 号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の 19 議案第 53 号から議案第 60 号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 53 号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 54 号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 55 号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 56 号三笠市鉄道村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 57 号ファミリーランドみかさ遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 58 号三笠市桂沢山の家設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 59 号三笠市スキーリフト設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 60 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上、一括して提案説明申し上げます。

最初に、共通する一部改正の内容であります。地方自治法の一部改正により、公の施設の管理を民間にも行わせることができる指定管理者制度が導入されたことに伴い、本市の公の施設についても、その管理方法を検討しなければならなくなりました。そのため、現行条例中に管理を委託すると規定している公の施設のうち、平成 18 年度から指定管理者制度に移行を予定している施設について、その管理を指定管理者に行わせることができるよう必要な改正を行うものであります。

なお、指定管理者制度にかかわる改正のほか、議案第 53 号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例については、介護保険法の一部改正により食事サービス加算等の廃止及び食費を利用者負担とする改正を、議案第 55 号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例については、同じく介護保険法の一部改正に伴い食費及び居住費の利用者負担が新設になったことから介護施設等にかかわる利用者負担等の改正を、議案第 60 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、土地区画整理法の一部改正に伴い引用条項の整理を、それぞれあわせて行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第 53 号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第54号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第55号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第56号三笠鉄道村設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第57号ファミリーランドみかさ遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第58号三笠市桂沢山の家設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第59号三笠市スキーリフト設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第60号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第53号から議案第60号までについての質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第60号までについては、民生経済常任委員会に付託します。

日程第20 議案第61号 三笠市婦人センター設置条例等 の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の20 議案第61号三笠市婦人センター設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第61号三笠市婦人センター設置条例等の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、さきの議案第53号から議案第60号までで御説明申し上げましたとおり、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理を民間にも行わせることができる指定管理者の制度が導入されたことに伴い、本市の公の施設についても、その管理方法を検討しなければならなくなりました。そのため、現行条例中に管理を委託すると規定している公の施設のうち、当面、平成18年度から市が直接管理を行うこととした施設について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市婦人センター設置条例のほか五つの条例について、管理委託の条項を削るほか、三笠市老人福祉センター設置条例については、ふれあいハウスの開館時間及び休館日について必要となる改正を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第61号三笠市婦人センター設置条例等の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第21 議案第62号 平成17年度三笠市一般会計補正予算（第3回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の21 議案第62号平成17年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第62号平成17年度三笠市一般会計補正予算（第3回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額103億6,100万9,000円に5,849万5,000円を追加し、予算の総額を104億1,950万4,000円とするものであります。

まず、歳出補正の主な内容から説明しますと、総務費では、清住町内会館の老朽による改修整備のための建築費補助金のほか、新たな事業として12月1日より廃線となる幌内バス路線の代替路線及び岩桂線の廃止予定に伴う代替路線並びに市民交通の利便性向上のための山の手線の新設路線を市営バスにより運行することとし、運行経費について措置するものであります。

民生費では、国・道支出金の前年度超過交付金について精算還付を措置するとともに、介護保険制度の改正による介護保険特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰出金を措置

するものであります。

衛生費では、社会問題となっているアスベスト等について、緊急的に公共施設13カ所の調査を行うものであります。

商工費では、商店1軒とアパート1軒分の商工業等元気支援補助金を措置するものであります。

消防費では、消防庁舎・車庫等のアスベスト除去工事等を措置するものであります。

教育費では、北海盆おどりの輪を広げるよう中央公園のやぐらの基礎移設工事を措置するものであります。

一方、歳入補正の内容については、歳出関連の特定財源収入2,239万7,000円を計上するほか、国庫支出金の前年度精算交付金と普通交付税の予算を上回る増額決定の一部を含めた一般財源収入3,609万8,000円を計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第62号平成17年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員会に付託します。

日程第22 議案第63号 平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の22 議案第63号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第63号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額18億6,969万円に5,136万3,000円を追加し、予算の総額を19億2,105万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。平成16年度の国民健康保険事業の確定に伴い、国庫支出金に精算還付金が生じたため、29万5,000円を増額し、決算余剰金5,106万8,000円を基金積立金に計上するものであります。

一方、歳入については、前年度精算交付となった療養給付費等交付金1,469万5,000円を増額し、前年度繰越金3,366万8,000円を計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第63号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第23 議案第64号 平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の23 議案第64号平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第64号平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額から1,453万3,000円を減額し、予算の総額を11億2,967万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。このたびの介護保険法改正に伴い、保険者として平成18年度からの事業運営を円滑に進めるため、改正内容に即した介護保険システム等の改修及び更新経費として1,189万3,000円を計上するものであります。

保険給付費については、本年10月の介護保険法改正に伴い、議案第51号で提案申し上げました三笠市介護保険条例の一部を改正する条例に基づき、3,567万8,000円を減額するものであります。

また、平成16年度の実質決算余剰金695万1,000円については、今後の保険運営の対応財源として介護給付費準備基金へ積み立てを行うものであります。この積み立てにより、平成17年度末の介護給付費準備基金の残高は、1,630万4,000円の見込みであります。

さらに、諸支出金については、平成16年度に超過交付となりました国庫支出金、道支出金、合わせて230万1,000円を還付いたすものであります。

一方、歳入については、介護保険システム等の改修及び更新経費に係る特定財源として、国庫補助金63万8,000円を計上し、必要となる一般財源1,125万5,000円を一般会計からの繰り入れで対応するものであります。

また、歳出における保険給付費の減額に伴い、これにかかわる特定財源及び介護給付費

準備基金繰入金合わせて3,567万8,000円を減額するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第64号平成17年度三笠市介護保険特別予算（第1回）については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第24 議案第65号 動産の取得について

議長（扇谷知巳氏） 日程の24 議案第65号動産の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第65号動産の取得について、提案説明申し上げます。

今回取得する動産は老朽化が著しい除雪ドーザ及びロータリ除雪装置の更新であり、ナラサキ産業株式会社北海道支社から1,620万1,500円で取得するものであります。取得額につきましては2,000万円に達しませんが、予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第65号動産の取得については、民生経済常任委員会に付託します。

休 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明9月15日から9月21日まで7日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

9月15日から9月21日まで7日間休会することに決定しました。
以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

散 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これをもちまして散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員